

## 四季が丘自治連合会個人情報取扱細則

### (目的)

第1条 この取扱細則は、四季が丘自治連合会会則第27条に基づき、本会が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定め、会員の権利及び利益を保護するとともに、本会の事業の円滑な運営に資することを目的とする。

### (責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律等を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めなければならない。

### (周知)

第3条 本会は、個人情報の取扱いに関する事項等について、会員に周知するものとする。

### (管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

### (取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、会長が指定する役員とする。

### (秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (個人情報の取得)

第7条 本会が取得する個人情報は、氏名、住所、電話番号その他本会活動において必要とされるもので、原則、会員の同意を得たものとする。  
2 本会が配布する四季が丘自治連合会名簿に記載する個人情報は、氏名、住所、電話番号などで会員が同意する事項とする。

### (個人情報の訂正等)

第8条 管理者は、会員から前条に基づき提供された内容について、開示や訂正等の申出があった場合は、個人情報を確認し、適切に対応しなければならない。

### (利用)

第9条 本会で保有している個人情報は、会員名簿（行事等の参加者名簿を含む。）の作成、会費の請求、文書の送付・回覧、災害等の緊急時における支援活動、総会で議決された事業等に利用するものとする。  
2 前項の利用目的以外に個人情報を利用する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

### (管理)

第10条 本会で保有している個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管し、適正に管理する。  
2 本会で配付した会員名簿は、個々の会員が、紛失・漏えいを防止し、不要になった名簿は破棄する等して適正に管理する。会員に配付している名簿の変更については、訂正や削除等の連絡をすることでこれに替えることができる。  
3 本会で保有している不要となった個人情報は、会長立会いのもとで、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄するものとする。

(外部に対する提供)

第11条 本会で保有している個人情報、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急、かつ、やむを得ない場合と認める場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(廿日市市から提供される名簿の取扱い)

第12条 本会に廿日市市から提供されている「避難行動要支援者名簿」の取扱いについては、「廿日市市避難行動要支援者避難支援プラン」、「避難行動要支援者名簿登録同意書」の内容を遵守する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。